

調整中

劇場・音楽堂、文化芸術団体の皆様へ

## 子供文化芸術活動支援事業（補助金）

（劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業）

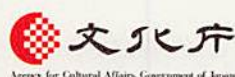
18歳以下の子供が無料で鑑賞できる舞台公演を支援いたします

- ✓ 子供の無料チケット分を含めた、舞台公演に必要な経費が対象  
（補助上限額以内であれば複数公演申請可）
- ✓ 18歳以下の子供の無料チケットは、総座席数の約1割～3割以上とすること  
（席数の割合に応じて補助事業額の上限が変わります）
- ✓ 舞台公演の専用ホールを有する劇場・音楽堂等でのオペラ、バレエ、歌舞伎、能楽、演劇等の公演が対象
- ✓ 子供チケット分と一般分を区別（色識別等）するなど、不正転売やなりすまし等を防ぐよう、注意すること。
- ✓ 感染症対策を十分に講じた公演であること。  
※チケット料金が3万を超えるものは、3万円分を無料とすることも可とする。

子供無料(10割) (総座席数)	補助額 (上限)	補助率 (総事業費)
3割以上	5,000万円	1 / 2
2割～3割未満	4,000万円	
おおよそ1割～2割未満	3,000万円	

補助事業者	劇場・音楽堂等（劇場法の実演芸術を行う文化施設）の設置者（管理者も可）、公演等活動の実績を有する法人格を持つ文化芸術団体 ※地方自治体が補助事業者となる場合は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することができます。
補助対象期間	令和3年4月1日～令和4年2月28日までに完了する事業（調整中） ※交付決定前であっても令和3年4月1日以降に行われた本事業の舞台公演費も補助対象とします。
受付期間	令和3年4月上中旬頃には募集を開始する予定としています。
申請方法	電子メール申請のみ 【子供劇場支援補助金事務局】 〇〇〇〇〇 千〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （3月中旬 入札等手続きにて選定）
申請書	ホームページからダウンロードしてください。 ※当該ホームページにおいて、採択事業の公演日程等を公開します。

問合せ先



文化庁 企画調整課 総括係

【事業担当】 03-5253-4111（内線：3143,3056）